

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
9月2日
(月曜日)

目次

○告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………



山口県告示第二百四十七号

令和六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和六年九月二日

山口県知事 村岡嗣政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位数区域	許可をすべき皆伐面積の限度	土砂流出防備保安林
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町	一四五・三六	一三三・四二
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。）	九四八・一一	二六七・〇五

大津地区	長門市	四三六・七七	一五三・六〇
豊浦地区	下関市	三八七・〇九	二〇二・九二
厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六四二・六一	二五三・五二
樫野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二八六・五二	三五一・四七
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	七五九・九九	三七七・三二
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	四〇七・七一	一八七・三九
田布施川・島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町、田布施町及び平生町	一・九四	八三・〇六
由宇川・柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村） 柳井市	一四・六六	一八五・〇四
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村） 錦町、美川町及び玖珂郡和木町	五五八・七〇	一四三・五四
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

阿武町	宇部市	〇・一一	九・〇二	周防大島町	一一・五〇
萩市	防府市	三・九〇	〇・七二		
長門市	下松市	三・二八	二・〇六		
下関市	周南市	〇・五〇	二・〇六		

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度
山口県	一一八・六〇

令和六年九月二日
印刷
令和六年九月二日
発行

発行人
所

山口県
知事
山口市
庁